

平成 2 9 年第 1 回定例会（2 月議会）

福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 所管事項関係 ——

平成 2 9 年 2 月 1 6 日

健 康 福 祉 部

目

次

◎ 所管事項関係

委員会共通資料【別冊】

- 1 「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第2次）」の年次見直しについて

- 1 平成29年度に向けた健康福祉部の組織体制の見直しについて 1
- 2 国保運営方針の策定状況等について (長寿社会課) 2

平成29年度に向けた健康福祉部の組織体制の見直しについて

健 康 福 祉 部

- 人口減少対策を所管する新たな部の設置に伴い、子ども・子育て支援に関する業務を移管するとともに、子育て支援課を「地域・家庭福祉課（仮称）」に改称し、地域福祉に関する業務を集約する。
- 国保改革を円滑に実施するとともに、制度改正後の国保事業の運営体制を強化するため、長寿社会課の医療指導・国保班を課内室に改組し、「国保改革準備・医療指導室（仮称）」とする。

現 行	見直し後
福祉政策課 - 総務班 - 企画班 - 地域福祉・監查班 【地域福祉業務が新課へ】 - 地域福祉・バリアフリーの推進、民生委員 - 保護班 【新課へ】 - 生活保護、生活困窮者自立支援、子どもの貧困対策 - 援護班	福祉政策課 - 総務班 - 企画班 - 監査・援護班
長寿社会課 - 調整・長寿福祉・施設班 - 介護保険班 - 医療指導・国保班 【室へ】 - 保険医療機関等の指導・監督、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度	長寿社会課 - 調整・長寿福祉・施設班 - 介護保険班
子育て支援課 【改称】 - 調整・子ども育成班 【新部へ】 - 子ども・子育て支援、児童の健全育成 - 家庭福祉班	地域・家庭福祉課（仮称） - 調整・地域福祉班 【福祉政策課から】 - 家庭福祉班 【存置】 - 保護班 【福祉政策課から】

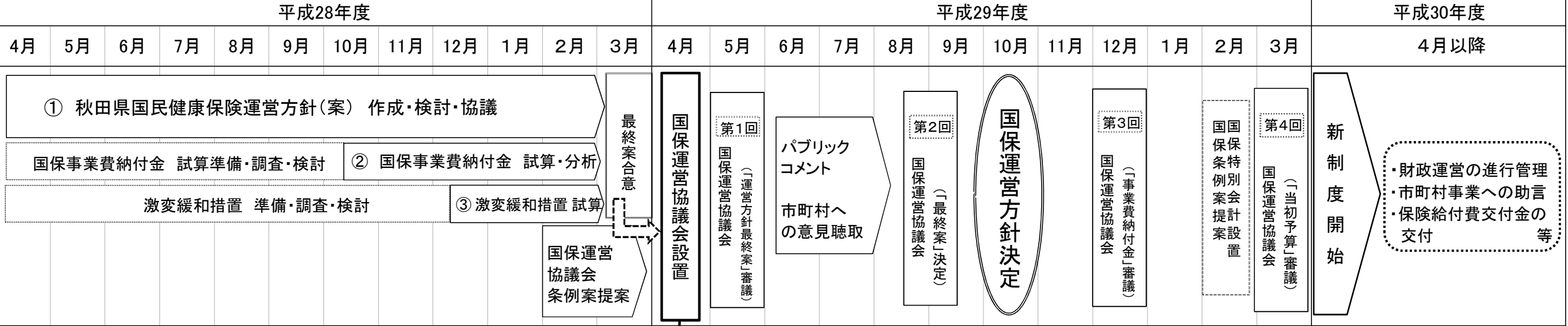
※所管替えとなる業務のうち、代表的なものを点線の枠内に記載。

※記載のない課室については、現行どおり。

国保運営方針の策定状況等について

長 寿 社 会 課

1. 国保制度改正に向けたこれまでの取組及び今後のスケジュール(予定)



2. 国保運営協議会の概要

(1)目的

- ・国保事業の運営に関する重要事項を審議する。

(2)設置根拠

- ・改正国民健康保険法第11条

(3)委員構成等

①委員構成

被保険者代表(3名)、保険医又は保険薬剤師代表(3名)
公益代表(3名)、被用者保険代表(2名)
合計11名

②任期

任期は1年。

(4)審議内容

- ・国保事業のうち、都道府県が処理することとされている事務に係る重要事項の審議
(事業費納付金の徴収、国保運営方針の策定、予算・決算等)

(5)審議日程

- ・年間3～4回開催予定。
- ・なお、平成29年度の開催予定は上記のとおり。

3. 秋田県国民健康保険運営方針(案)の概要

(1)策定目的

- ・本県の国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の国保事業の広域的・効率的な運営を確保するため、県内の統一的な運営方針として定める。

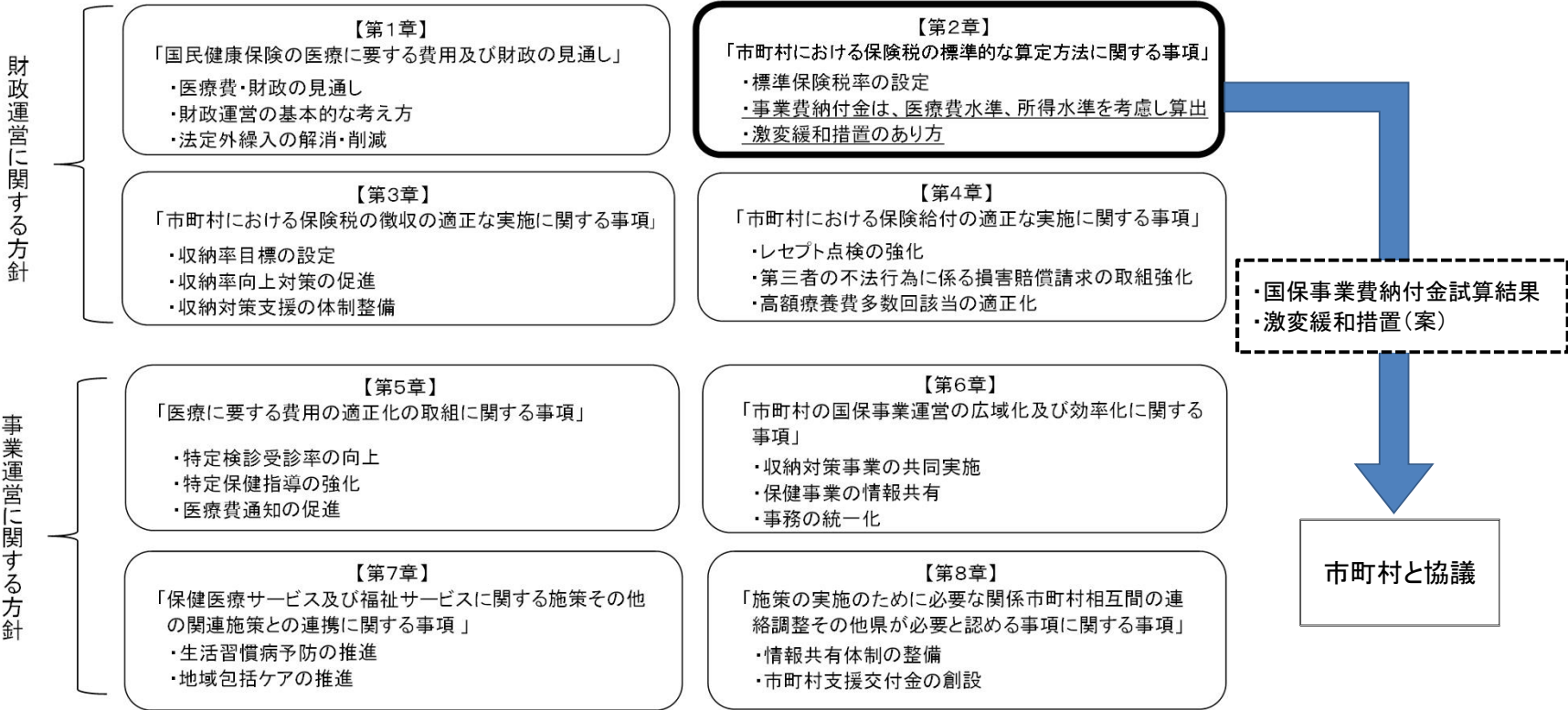
(2)策定の根拠

- ・改正国民健康保険法第82条の2

(3)対象期間

- ・平成30年度から32年度までの3年間

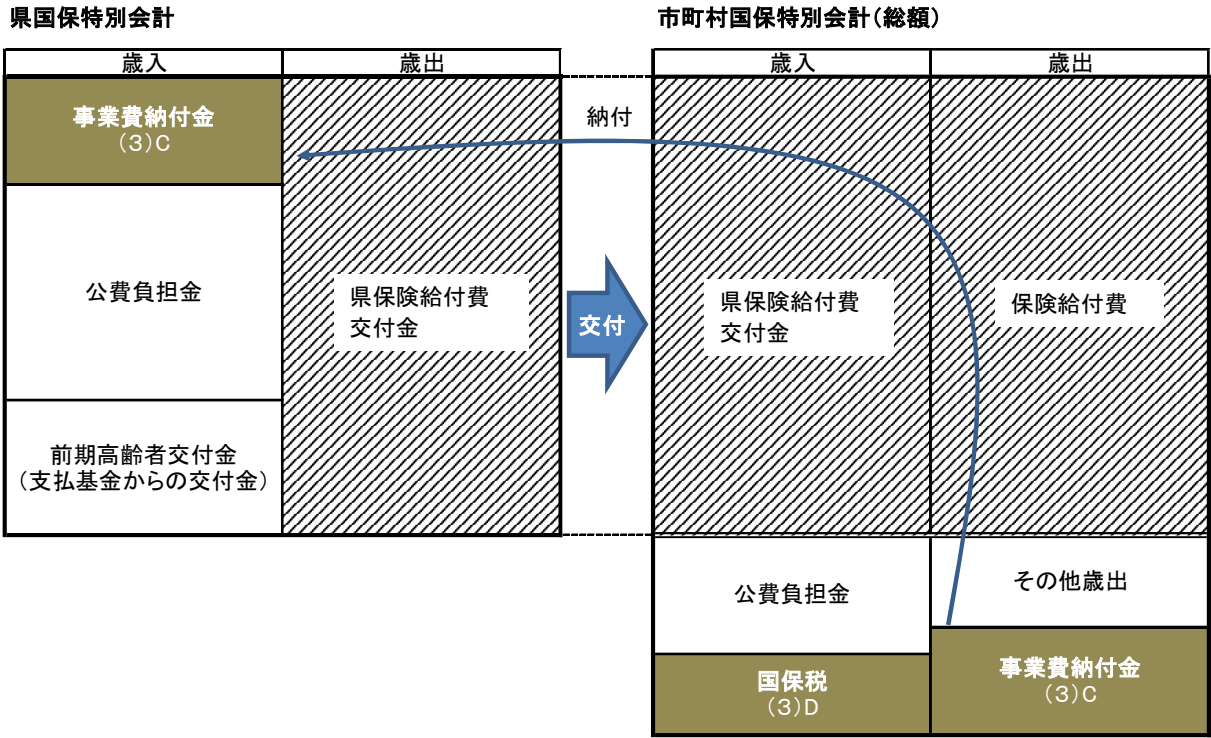
(4)各章のポイント



4. 国保事業費納付金の試算結果について

(1)「事業費納付金」について

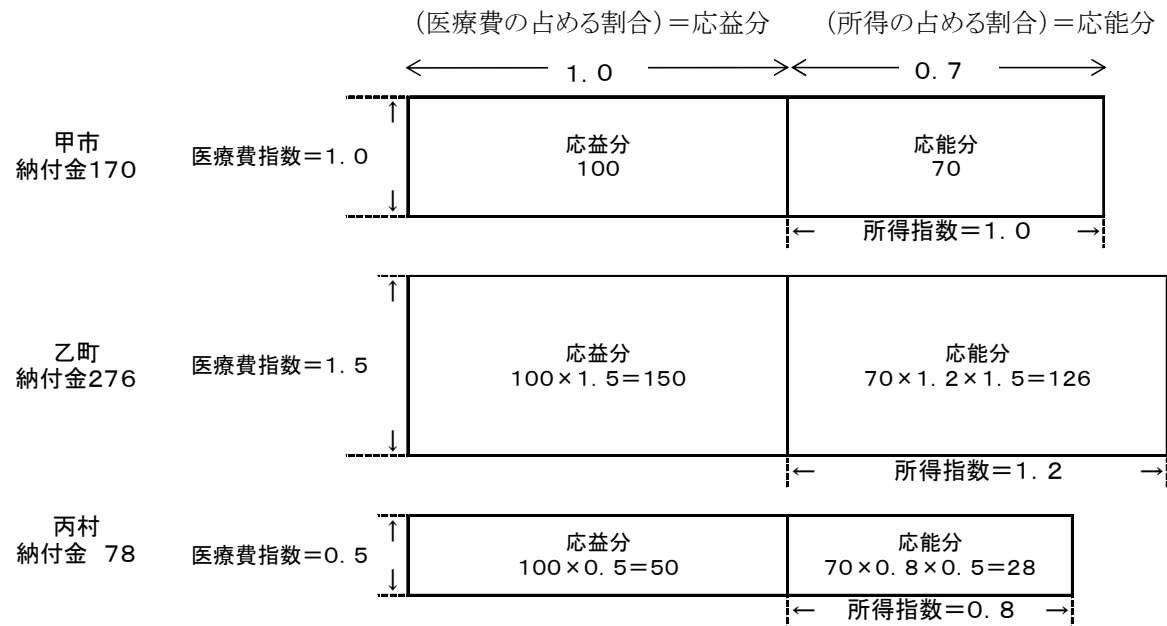
- ①県は「保険給付費交付金」を試算する。
- ②県は「保険給付費交付金」を交付するため、市町村毎の「事業費納付金」を決定する。
- ③市町村は、「国保税」を賦課・徴収し、県へ「事業費納付金」を納付する。
- ④市町村は、県からの「保険給付費交付金」により、「保険給付費」を支払う。



(2)「事業費納付金(医療分)」の各市町村への按分方法(イメージ)

「事業費納付金」は各市町村の「医療費指数」(被保険者一人当たり医療費水準)と「所得指数」(被保険者一人当たり課税所得水準)に応じて按分する。

- ①「医療費指数」は、全国における平均保険給付費を「1」とした場合の指数。
- ②「所得指数」は、県内における平均所得を「1」とした場合の指数。
- ③医療費(応益分)と所得(応能分)の占める割合は、秋田県では「1:0.7」と設定されている。



(3)「事業費納付金」試算による国保税推計額

平成29年度に「事業費納付金」制度を実施すると仮定した場合の試算結果は次のとおり。 [単位:円]

保険者名	按分指数		H29事業費納付金 C	H29国保税 D	H29一人当たり国保税 E	H28一人当たり国保税 F	E/F
	医療費指数	所得指数					
	A	B					G
1 秋田市	1.083	0.984	7,344,669,781	7,158,710,514	131,851	124,977	105.50%
2 能代市	0.997	1.032	1,511,571,067	1,303,243,689	119,557	112,706	106.08%
3 横手市	0.964	0.999	2,468,754,599	2,031,604,079	108,209	116,136	93.17%
4 大館市	0.991	0.972	1,987,790,818	1,594,358,446	114,203	107,493	106.24%
5 男鹿市	1.119	0.901	945,310,305	808,985,219	119,250	134,321	88.78%
6 湯沢市	0.947	0.937	1,295,173,929	1,180,830,956	114,225	121,345	94.13%
7 鹿角市	0.986	1.033	825,498,560	670,847,647	110,759	133,870	82.74%
8 由利本荘市	1.054	1.069	2,193,416,980	2,024,540,289	128,291	116,775	109.86%
9 潟上市	0.983	0.845	752,643,861	689,825,047	109,718	112,458	97.56%
10 大仙市	0.933	1.057	2,168,840,572	1,949,619,471	117,540	113,172	103.86%
11 北秋田市	0.940	0.938	869,523,217	738,776,707	113,857	90,445	125.89%
12 にかほ市	1.038	1.303	786,495,175	744,579,006	140,977	108,472	129.97%
13 仙北市	0.938	0.916	683,452,624	648,228,306	115,677	118,050	97.99%
14 小坂町	0.913	0.807	124,336,592	113,265,116	101,732	105,195	96.71%
15 上小阿仁村	1.106	1.089	83,161,597	79,798,074	138,389	103,670	133.49%
16 藤里町	1.176	0.984	96,466,578	104,468,981	131,220	131,201	100.01%
17 三種町	1.073	1.101	544,774,696	489,408,485	129,865	108,737	119.43%
18 八峰町	1.112	1.079	261,810,388	234,779,356	132,977	133,796	99.39%
19 五城目町	1.058	0.841	267,551,767	227,984,018	115,651	123,754	93.45%
20 八郎潟町	0.926	1.045	153,161,158	138,867,072	112,279	119,669	93.82%
21 井川町	1.037	0.936	88,197,152	93,241,530	112,247	127,603	87.97%
22 大潟村	0.925	3.692	497,691,990	500,905,915	313,480	207,957	150.74%
23 美郷町	0.955	1.039	543,577,940	480,618,715	116,299	118,108	98.47%
24 羽後町	0.957	1.004	430,570,068	383,473,408	113,972	134,322	84.85%
25 東成瀬村	0.999	1.163	80,929,267	70,777,794	130,219	98,920	131.64%
計	—	1.000	27,005,370,681	24,461,737,840	123,042	119,002	103.39%

※この表は、医療分、後期分、介護分の合計。
※「医療費指数(A)」は、年齢調整後。
※「所得指数(B)」は、賦課限度額控除後の所得で算出。
※「H29事業費納付金(C)」は一般被保険者に係る額であり、これに退職被保険者分の国保税を加算。

5. 激変緩和措置について

- ①「事業費納付金」が前年度に比べて、著しく高額になる市町村に対し、被保険者の国保税負担が急激に増加することを回避するため、「激変緩和措置」を講じることとする。
- ②今後、市町村が置かれている状況等を十分考慮しながら、具体的な協議を進めていく。

